

平成29年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成29年12月4日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 6号 砂川ヘリポート条例を廃止する条例の制定について

議案第 5号 砂川市場外離着陸場条例の制定について

議案第 7号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 辻 勲 君

委員 増井 浩一 君

増山 裕司 君

武田 真 君

水島 美喜子 君

沢田 広志 君

副委員長 佐々木 政幸 君

委員 多比良 和伸 君

中道 博武 君

武田 圭介 君

北谷 文夫 君

小黒 弘 君

（議長 飯澤 明彦）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
砂川市監査委員	栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
総務課長	東正人
総務課副審議監	山形譲二
市長公室課長	安原雄二
政策調整課長	井上守一
税務課長	為国修一
庁舎建設推進課長	畠山秀樹
庁舎建設推進課副審議監	徳永敏宏
会計課長	大西俊光
市民部長	中村一久
市民生活課長	佐藤哲朗
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	斉藤隆史
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	吉川美幸
ふれあいセンター副審議監	松原明美
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	山下克己
商工労働観光課副審議監	岩淵真里子
農政課長	小林哲也
建設部長	湯浅克己
建設部技監兼土木課長	荒木政宏
土木課副審議監	金泉敏博
建築住宅課長	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	渋谷正人
病院事務局長	氏家実

病院事務局審議監 兼 医 事 課 長	朝 日 紀 博
病院事務局審議監 兼 地 域 医 療 連 携 課 長	山 田 基
管 理 課 長	山 川 和 弘
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
経 営 企 画 課 長	洪 谷 和 彦
附属看護専門学校副審議監	細 川 仁
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	高 橋 豊
教 育 次 長	河 原 希 之
学 務 課 長	安 田 貢
社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	今 崎 大 三
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橘 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	堀 田 一 茂
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	東 正 人

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午後 2時04分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には佐々木政幸委員を指名します。

休憩 午後 2時05分

〔委員長 辻 勲君 着席〕

再開 午後 2時05分

○委員長 辻 勲君 それでは、佐々木副委員長ともどもよろしくお願ひいたします。

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 直ちに議事に入ります。

○委員長 辻 勲君 本委員会に付託されました議案第6号 砂川ヘリポート条例を廃止する条例の制定について、議案第5号 砂川市場外離着陸場条例の制定について、議案第7号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算の12件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて継続費及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括で審査し、次に事業会計の支出を審査する方法を進めたいと思えます。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第6号 砂川ヘリポート条例を廃止する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市場外離着陸場条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほど総括でもお伺いをしているのですが、細かいことを何点かお伺いしていきたいと思います。

まず最初に、この条例のつくりとして総論的なことでありますけれども、今回のこの場外離着陸場条例を見ると、今までの砂川市の法制の考え方でつくり方として、許可といったような文言があったときの後ろは受けるという述語を使っております。許可を得なければならない、許可を受ける、非常に細かい話でありますけれども、用語には定義がきちんとはあるわけであって、一般的にはうちの過去の条例はほとんどが許可を受けるといような形で述語を使っていると。過去の例を見ると、昨年移住定住の関係の条例を制定したときにこの許可を得るとい言葉を使っていますが、それ以外は全て許可を受けるといような形を使っております。この点について今回条例をつくるときにどう考えてきたのか、つまり過去との整合性のところなのですけれども、まず総論的な、余り中身のある話ではありませんけれども、条例のつくり方としては非常に重要な話でありますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 条例の言葉遣いとつくりというお話でございますけれども、今回認める、認めたと、あと許可を受けた、許可を得る等の言葉遣いにつきましては、前回ヘリポート条例では言葉遣いが混在しておりましたけれども、本条例の中では認めたと、本条例の中では許可を得たという表現で統一したということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 つまり平成27年にこちらの予算審査特別委員会と総括質疑の中で聞いたときに、条例改正があったとき砂川市の方向性としてどのようにやっていくのだと、そう私が聞いたときには過去との整合性をしっかり図っていくというお話があって、たまたま昨年移住定住の関係で許可を得るという言葉を使いましたけれども、一般的には砂川市の全部の条例を見ると許可の場合には述語は受けるを使っていると。この意味を調べていくと、実際はやっぱり細かい違いがあるわけです。条例というのは、普通の公用文の文章と違って紛争になったりとか、あるいは許認可のときに解釈をするときに使っていく文言でありますから、この点は法制担当の方がかわったとしても基本的には過去の答弁を踏まえれば過去との整合性を図っていくというものでありますから、そこところは大きな意味内容の違いがないので、今回許可を得るという文言を使うにしても、それから認めるを認めたにしたとしても大きなふぐあいが生じないのかなとは思っておりますが、やはり条例をつくるときにはその部分もしっかりと考えていっていただきたいと思っておりますし、今後こういったようなことがあったときに、では今後は許可を得るといような形で使っていくのかどうかということなのですが、この点については余りくどくど言いませんので、今後の方針についてだけお伺いをしてこの点については終わりたいと思っておりますが、いかがですか。

○委員長 辻 勲君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 条例のつくりの質問だと思います。条例自体の質問ではないのかなと思うのですが、それぞれその時々で条例のつくり方が変わってくるというのは委員さんおっしゃるとおりでございますので、決してこれ以降絶対こうやって使うのだという答弁は差し控えますけれども、その時々で条例の整合性をとりながら法制のほうでチェックしていくという体制をつくっていきたいと考えておりますので、ご了承願います。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その点は、当然条例の性質等もありますので、私も絶対何が何でも統一すべきだというような考えにはなりません、ただ一方で過去との整合性を図るのであればその辺の意識もしっかりしていっていただきたいと思っております。

それから、次に移りますけれども、今までは形式的な話で、今度は内容の中身に入っていきますが、第7条のところで給油または排油作業の制限というような条文があります。これは、特に公共ヘリポートを廃止して場外離着陸場にしたからといって大きく変わる話ではないと思うのですが、砂川ヘリポート条例のときにはここに第5号がありました。この第5号というものがヘリコプター及び給油装置がそれぞれ電位ゼロを超える地点に接地しているとき、こういった場合には給油作業や排油作業をしてはならないという規定があったのですが、これを削除した理由は何ですか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 ヘリポート条例にあった項目が1つなくなったということ

のお話でございますけれども、こちらにつきましては空港管理規則が改正になっておりまして、給油の際の給油設備等と航空機の電氣的接続が行われている場合には航空機給油時の静電気対策として安全性に問題ないということでアースに係る規定を削除したものでございまして、これに合わせて今回削除したものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私もこの関係については陸上施設で給油設備を持っている方にもお伺いしたのですが、やはり陸上設備とヘリポートの状況が違うものですから、いろいろと探してみました。今ほど答弁もありましたけれども、確かに規則は改正になっておりますが、航空燃料の関係のものを調べたときに危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令というものがあって、確かに今おっしゃったようにアースについてのところは規定としては削除されているのですが、もうちょっと中身を確認したいのですが、その省令の改正を見るとあくまでもここで言う接地というのは等電位にすることであって、今回削除した電位ゼロを超えるということは等電位になっていないわけですから、当然航空機燃料とか重油とか、そういったようなものを給油するときには摩擦によって静電気が発生する可能性もあると。場外離着陸場の条例であってもヘリポートの条例であっても道外と同じような条例を見ると、規則が改正されても残しているところがあるのですが、今言ったようなことというのはこういったようなおそれというのは給油すると技術的なものですから、発生する可能性があるので、本当は第5号は残してあってもよかったのかなと思うのですが、安全対策をしっかりとやる上では用心に用心を重ねたほうがよかったのかなと思うのですが、その辺というのは内部での検討というのはいかがだったのですか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 ただいまのご質問でございますけれども、内部での協議の中身では問題ないということで今回削除しております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 技術的なところでありますので、この辺というのは本当に不確定な要素で事故というのは起こるものですから、一応検討の中では問題はないということですが、どうもちょっと私にはっきりわからないのですが、この規則の改正を見ても多分この規則の改正で言っている接地と、もともとヘリポート条例の中に記載してあった第5号とは若干ニュアンスというか、解釈が違うのではないかと思うのですが、その辺もし今そちらのほうで詳しい比較というか、説明ができるのであればお伺いしたいと思うのですが、そうでなければちょっと判断できないものですから、もし何かその点のことについてわかれば教えていただきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 ちょっと今手元に資料もございませんので、その詳しい中身までは今お答えはできないところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。ここの部分は、とりあえずはそちらの考えとしては危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の改正で対応がなされているということであり、別になんか別なものが絶対ではなくて、この条例はまだこれからスタートするわけですから、今後は場合によっては中央のほうの法改正や、あるいは実際に運用をしてみても、その中でふぐあいが出てくれば、当然またそういったようなことを規定をしていくということは考え方として十分あり得るという理解でよろしいのかどうかということを確認したいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 条文の中身、安全運行に係る部分のお話だと思います。これまでも砂川ヘリポート条例ということで安全に運行してきております。4月になりまして場外というような位置づけに変更になることとなりますが、安全運行についてはこの条例あるなしにかかわらず設置者としての義務といいますか、施設の安全管理等に努めてまいるところでございまして、万が一施行する中で条例上不都合がある、安全管理の上でどうしても必要な条項があるというようなときには、それはそのとき国の法律の改正等もございしますので、そういったときには検討をしなければならないこともあると考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この点については、まだこれから運用をしてみるので、その運用状況によっては今後の動向も変動するところも出てくるのかなと、当面はこれで十分対応可能なのかなということがわかりました。

次の第8条の安全管理なのですけれども、先ほども総括質疑でお伺いをして、特にこの規定が入ったのがヘリポート条例とは全く異なるものになったのかなと思っているのですけれども、総括質疑の中での答弁によれば、包括的に利用者に安全のことを考えていただくとか、安全に配慮していただくということで安全管理のために万全を期さなければならないということでこれを設けたというのですけれども、そうであるならばここで言う安全管理が何なのかというのはやっぱりちゃんと書かないと、第8条はこれは努めるものとするとか努めなければならないという努力義務ではなくて、万全を期さなければならないという義務を課しているものです。ですので、安全管理が何なのかというのは、利用者側の見解や設置する側がこうなのだと利用の都度言うのではなく、こういったようなものは条例にしっかりと明示しておかなければならないのですけれども、今回こういうのがどこにも定義規定もない、さらには施行規則の中でも安全管理とはこういうものだということもない、この条例の本則の中でもただし書きで安全管理とはこういうものだということがないということになるとやはりいけないと思うのですが、2つあるのです。安全管理が何なのか、安全管理のために万全を期さなければならない、この万全というのはどこまでやればいいのか、これが全部抽象的、漠然的になっていると非常にまずいと思うのですけ

れども、その辺というのは原課としてはいかがお考えになっていますか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 安全管理という部分でございます。ヘリポートの位置づけの場合は、操縦者、運送企業も含めて砂川市も保安管理規程というものを作成しなければならないと定められておりました。ただ、場外になりますと、そういった施設側に対する定めがかなり緩和されているということでございます。ただ、相手方に対してはそういったところを、先ほど総括でもお話したとおり包括的な表現であります、明文化して安全管理を求めるということでございますし、航空法等によりまして航空運送事業者に対しましては、事故と災害等が発生した場合の対応などを盛り込んだ安全管理規程を定めなければならないというようなものもございます。会社によっては、もちろんパイロットに定期的に訓練を受けさせたり、安全管理の研修をさせているというようなことでございますので、こういった使用者側に対する法令等の定めに基づいてしっかり安全管理をしていただきたいということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今の答弁の中に実は2つの意味があって、まず私が問題にしているというか、この条例の対象になっているのがあくまでも使用者、使用者に対して管理者である砂川市が場外離着陸場においては安全管理のために万全を期してくださいという、こういう義務を課しているわけです。運航事業者云々の話は、それは事業者側の話であって、飛行機をそもそも飛ばす人には航空法上のいろんな法律等、法令等に基づいてそちらのほうでしっかりと安全に対する規程なりといったようなものを持っているとは思いますが、あくまでも砂川市がここを利用者が使っていただくに当たっての安全管理というものが義務規定の中でこれで本当に包括的なものでいいという認識なのかどうかということなのです。というのは、話を続けますけれども、これだけだったら注意規定だとして見解の相違で逃げられたかもしれないのですが、後ろの4ページ、13条で違反者に対する措置ということで、ここの2号に第8条の規定に違反して安全管理を怠った者というのがあります。この場合これは行政が作為義務を課すわけですから、作為義務を課す上でこの安全管理が何なのか、万全を期さなければならない万全が何なのかということが抽象的に書かれているというのは非常に作り方としてはまずいと。私は、安全管理の規定があることはいいことだと思います。ただ、やっぱりこれだけだと不十分だと。なぜならば、ほかの7条とか9条、10条、11条、全部号数によって細かく定めがあるわけです。ところが、安全管理の規定に関してだけは非常に抽象的なままになっている、このことはやっぱりつくるときにはもうちょっと慎重を期するべきではなかったのかなと思うのですが、その辺のお考えはいかがですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 安全管理をもう少し具体的にということではございましたが、今

私がお話ししたような事業者に対しての安全管理規程というようなものが国から求められているということでございます。そういったものを事細かにここでの条例でうたうというのは、ちょっと技術的にも難しいのかなと思っておりますし、そもそも運航する側にとりましては厳しい規制といたしますか、ルールのもとで運航しているものでございます。私どもとしては、そういったことを包括的に使用者に安全管理については注意を払っていただくということを求める、そういった条文でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もうこれは上程されていますから、この中身をいじるというような話にはなっていないのかもしれませんが、皆さん方は公務員ですから、当然いろんなことには精通されているとは思いますが、まさにこの部分が法律による行政の原理のところ、それは形式的な話ではないのです。法律による行政の原理って中身は3つの原則がありますけれども、ほかの原則は触れませんが、侵害留保の原則といったようなものに抵触している。平成11年に地方分権推進一括法が制定されて地方自治法が改正されました。だから、皆さん方、きちんと条例をつくる時にはそういったようなことを思い起こしてほしいのです。私は、法律クイズをするつもりはないから、その中身が何かとは聞きませんが、地方自治法の14条2項で普通地方公共団体は義務を課し、または権利を制限するには法令に特別な定めがある場合を除いては条例によらなければならないという非常に重要な条文がある、ここで言う条例で定めなければならないというのはこんな抽象的な書き方ではいけないのです。具体的に権利を制限する、義務を課すといったときには、やはりしっかりとその中身が何なのかということが条例に明示されていなければならない、条例でこの1条だけ書いたら、それが抜け道になってしまうから、抽象的なものでその時々恣意的な使い方をされては困るから、平成11年の地方分権推進一括法ができたときに一緒に地方自治法の14条2項を改正したのです。そのところは、やっぱり普通の条例をつくるのとわけが違って義務を課したり、権利を制限するときというのは非常に慎重にならないといけない、だからこそこはやっぱり具体的に書かないといけないということなのです。ですから、私は、この安全管理というのは非常に大事だから、不備だとは思いません。ただ、これにやっぱり何かつけ加えていかないと、先ほどから部長が答弁しているように包括的、包括的といったときに、では誰がどこまで何をすればいいというのが、皆さん方もふだん気づかないかもしれないけれども、やっぱり公権力の担い手なのです。ですから、そういう形で利用者の方におっしゃるときには、やっぱりこれは条例の中でしっかりと明示しておかななければならないということなのですけれども、その辺であっても先ほどの答弁は変わりませんか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 義務を課すというようなことでございますが、この第8条で使用者は場外離着陸場においては安全管理のために万全を期さなければならないと、これを

義務を課すというようなお話でございましたが、こちらにつきましては使用する側にとっては当然講じなければならない措置というのは先ほどからもお話ししてありますとおり国から厳しく基準を設けられているわけでありますので、殊さら砂川市がそれに上乗せして義務を課すということではありません。万全を期していただくと、これは総括でもお話ししたとおり法令に遵守していただきたいということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほどから出ている答弁の中で航空法上とか、いろんなそれに付随する省令、規則とかの安全運航の関係の話は、まさにヘリコプターを飛ばす側が持っているわけであって、このうちの条例の中に書いているのは場外離着陸場において安全管理のために万全を期すということですから、市独自の安全管理のものなのです。もし今までの答弁であるように国のそういったような法令とかに基づく安全管理であれば、その根拠というのは何ですか。例えば航空法の何に基づいてとか、そういったような根拠があるということですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今手元に資料がちょっと探し切れないと思いますので、航空法等に先ほどもお話ししたとおり、あと航空運送事業者に対して安全管理規程を定めなければならないということがございまして、砂川市で最も多く使っている事業者のところを調べましたけれども、やはりその事業者もそのような安全管理規程を定めております。事業者であれば全てそうなのだろうとは思いますが、そういった法令に基づいた安全管理規程の中でそれぞれ事故やハイジャック、テロなどあった場合の対応ですとか、あと技術的な研修も含めて対策を講じているということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちょっと議論がかみ合わないというか、私が聞いているのは運航事業者に対して国の法令とかで定められた安全管理、安全基準の話ではなくて、場外離着陸場において安全の管理のためにという話をしたときに、これは砂川市の条例ですから、砂川市が安全管理のために万全を期してくださいという義務を課しているわけです。もしそうではないという今までの答弁の繰り返しであるのであれば、当然そのやっぱり根拠になるもの、例えばがん条例のときでも公共施設というのものなかなか定義はないのです。法律の中でもこの法律において公共施設は何々というとかという定義をやっぱり置いている、通り一遍の定義ができないから、安全管理も同じです。安全管理を統一した定義はつくるのが難しいから、いろんな安全管理に関する法律があったときには、この法律において安全管理はこういう、それからよその自治体で安全管理の条例を私はなかなか見ることはないのですけれども、もしあったとすればこの条例において安全管理とは何々というというような定義がないといけないし、そうであるならば先ほどの答弁であったように国の何か法律等に基づく安全管理云々という話であれば、その国の何々法に何々に基づいてという安全

管理とはとならないといけない。先ほどから出ている答弁は、運航する例えば民間の会社ですとか、そういったところがヘリコプターを所持して、保有してヘリコプターを飛ばすときには直接に国とかいろんな国土交通省とか航空局の保安規則、安全管理基準、安全管理規則等に基づいて飛行機を飛ばせますよという話はそのとおりです。ただ、それが場外離着陸場においてきて安全管理のために万全を期すという話になったときには、技術的におりてくる基準の話は国法とか省令とかになるかもしれないけれども、砂川市としてあえてここにこのように書いていけば、砂川市も何らかの形で安全管理はこういうものであって、こういうような安全管理を万全にしてくださいと読み取れるわけです。読み取れるというか、この条文の書き方はそうです、まさに。だから、そこがどうなのですかということを知っているのですけれども、先ほど来からのやりとりは運航の国の定めるいろんな規則とか例規とかに基づいて飛ばしている会社の中では安全管理規程とかがあるという話なのですけれども、そういう話ではなくて、場外離着陸場において砂川市が安全管理のためにどういったことを相手方に求めているのかという話なのです。その根拠がもし国のいろんな例規とかであるのであれば、それはやっぱりこの中に本当は書いていないといけないのですけれども、最低限書いていなくてもこういったようなものに基づいて砂川市として考えていますという話がないと議論がやっぱりかみ合わないと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 議論がかみ合わないということですが、私どもも何回もお話ししているとおり施設側としての条例、使用者に対しては8条以外でも制限を課し、9条もそうでしょう。7条もそうだと思います。そういった危険な行為は慎んでくださいというようなことをお話ししているところでありまして、ただ使用者に対しては場外離着陸場については国の規制がかなり緩和されているということでもありますので、そういったことに対して使用者に安全管理を促すという条文を明文化して示させていただいたということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、13条2号は、これは一体何に違反して安全管理を怠った者に対しての作為義務を命ずることになっているのですけれども、砂川市独自の安全管理のものではなくて、国か何かの法令に違反した者に対して砂川市が作為義務を課するということですか。

〔「休憩」との声あり〕

○委員長 辻 勲君 暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時40分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

市民部長。

○市民部長 中村一久君 第8条の安全管理の定義でございますが、議員さんおっしゃるとおり着陸、離陸の部分というのは操縦者、また企業等に対して国からの安全基準というのが示されているというところでございますが、例としましては、おりた後の機体の管理、そういった部分については安全に管理するためというような言葉の中に含まれるのではないかと感じております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 例えばそういう具体例があった場合に、やっぱりこれだとどうしても抽象的だと思いますから、そういうようなことを考えているのであれば、安全管理の規定を入れること自体は私はいいことだと思うのですけれども、先ほど来言っているように、これが抽象的で後ろに違反者に対する措置が載っているから、やっぱり問題になっていくわけであって、今ほどの答弁であったようなことを例示でもいいですから、しっかりと条例の中に明示していく、当然条例の施行は4月1日ですし、いろいろと検討する余地というのはまだあるのかなと思っておりますし、安全管理の文言を入れること自体というのは反対ではありませんから、例えばこの8条に2項をくっつけてこの条例で言う安全管理とは何々であると書いてもいいですし、安全管理とは施行規則の中にうたうでもいいと思うのです。ただ、そのときにやっぱり同じように考えないといけないのがこの条例の中の整合性で、7条とか10条、11条、12条とかを見ていただいたらわかるのですけれども、特に義務違反にかかわるものについては条例の本則の中で号立てをしていると。となれば、やっぱりここは規則とかに委ねるとするのは難しくなってくるわけですから、条例の本則の中で今ほど内部で考えていられるような安全管理の具体的なものをこの条例において安全管理とはこういうものであると例示をすればふぐあい少し解消されるのかなと。

なぜこんなにうるさく言っているかということ、1つは先ほど言った自治法上との絡みで公務員の皆さんが権力の担い手であることを考えれば、義務を課したり、権利を制限するような条例をつくる時は特に慎重の上に慎重を期していただきたい。それは、私が言うまでもない話かもしれませんが、そこはやっぱりしっかりと考えていただきたいということ、ちょっと私もうろ覚えで具体的な話ではありませんが、こういったような抽象的な文言に基づいて作為義務を命じた場合に、その作為義務を命じられた方がこの抽象的なものが自治法の14条2項に違反するのではないかといって裁判を起こした例というのが結構あります。最高裁の確定した判例までは私は調べていませんけれども、高等裁判所以下の下級裁判例を見ると、勝ったり負けたり、その都度、その都度に応じていろいろと事案が出ています。ですから、自治体側が必ず勝つとは限らない、負けている例のほうがむしろ多いです。法制担当の長い方に聞いたらわかると思いますけれども、抽象的な定義に基づいて違反者に対する作為義務を課すということは非常に自治体にとってリスクー

になってくると。砂川だから大きな事件が起きないではなくて、これも何度も繰り返していますけれども、空知太や富平の政教分離訴訟が起きて大法廷まで行ったりとか、そういったようなこともあるわけですから、田舎の町の条例かもしれませんけれども、やっぱりそういったリスクのことは常に考えていただきたいと思っております。この点については、今ここでもう上程していますから、これを変えるなんていうことは多分言えないでしょうから、ただそういったようなことも今私も提案をさせていただきましたので、しっかりと情報収集をして検討、研究はしていただきたいと思います。その点についてはいかがですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 議員さんのご心配ということでございますので、利用されている企業というのはほぼ限定されているような状況でもございますが、この条例の施行後の運用につきましては十分慎重に行い、そういったトラブルがないような形で安全に場外離着陸場を運行してまいりたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、第12条、禁止行為の第6号なのですが、そもそもこの時代に受動喫煙防止で公共施設が禁煙化されようというときに、あえてこの6号で市長が定める場所以外の場所において喫煙すること、航空燃料を扱っているわけですから、もうここは利用頻度が余りないということを考えればこの号は入れる必要は特になかったと思うのですが、その辺というのは内部でどう検討されたのですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 こちらにつきましては、今現行の砂川ヘリポートの条例にもございます。この喫煙ということの視点は、もちろん議員さんご承知のとおり受動喫煙の視点ということではなくて、保安上の視点で喫煙をすることを制限しているということでございますので、3号でも火気を使用すること、そういったことに類して危険な場所ですといいますが、喫煙は避けていただきたいというような場所を設けているわけでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然部長もがん対策にはすごく力を入れているわけでありまして、今、国会のほうでも法案はしっかりと通っていませんけれども、ただ公共施設を禁煙にしようというのはこの条例の中では従たる目的かもしれません。先ほど答弁にあったように、そもそも市長が定める場所以外での喫煙を禁じている理由は、やっぱり航空燃料を扱うから、それが気化して引火、爆発してはいけないから、こういうような規定があるのだらうと思いますから、これはやっぱり今の時代背景等を考えると、わざわざそこに長時間喫煙を我慢してまでということにはならないと思いますし、むしろいっそのことここを削除してというか、禁煙とすると定めたほうがよかったですのではないかと思いますけれども、そういうようなことというのは特に原課の中では話として出てこなかったのですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 内部の協議では、こちらの部分は検討の対象となったわけですが、ただ、今議員さんおっしゃられたとおり、全面禁煙というようなところの部分につきましては、繰り返しの答弁になりますけれども、受動喫煙、健康増進法のような法に基づく視点ではなくて、保安上の視点で喫煙を制限、具体的に言うと制限区域内というようなことになろうかと思えますけれども、そこで喫煙をすることを制限するものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 保安上のことからすれば、もういっそのこと禁煙にしたほうがよかったですのではないですか。その辺はいかがですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 保安上最低限といいますが、保安上安全に施設を運営できる限度において喫煙をすることを制限したということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それもちょっとこれからの時代の環境を考えると、幾ら公共用ヘリポートの機能が廃止されたからといいつつも砂川市の持つ大切な資産でもありますし、施設でもありますので、今後はやっぱりこういったようなところを禁煙にするといったようなことも考えていくべきではないかなと思えますが、別にこれが今この条例案の中に入っていたからといって、それがいけないというわけではありませんけれども、ただやっぱりそういう時代背景というのもしっかりと考えていただきたいと思うのですが、その辺というのはいかがですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 公共施設等の喫煙、禁煙につきましては、またこの条例以外の部分でといいますか、場所で議論すべきことなのではないかなと思っております。あくまでも今回の場外離着陸場の条例の中の喫煙というのは、保安上の視点で盛り込んだものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その辺も今後は私も動向を見ていきますし、いろいろと議論する機会は別にあるのだろうと思っておりますので、この点については了解をいたしました。

それから、条例の最後になりますが、一番最後、22条の損害の賠償ということで使用者は場外離着陸場の施設を汚損し、損傷し、または滅失したときはその損害を賠償しなければならないという規定があるのですが、これもヘリポート条例と変えて、ヘリポート条例のほうが対象幅が広がったのです。ヘリポート条例の第21条の損害賠償では、ヘリポートの施設を汚損し、損傷し、または滅失した者で使用者に限定されていないのです。その損害を賠償しなければならない。ここの対象者をどうしてこう低くしたのかなと。当然

故意だけでなく過失でもあそこの場外離着陸場を汚損したり、例えばフェンスを除雪の何かで壊してしまったりとか、思わず故意や過失で壊すということが使用者ではない第三者でもあり得ることだと思っておりますが、このところの対象者をどうして使用者だけに限定してしまったのかなというのが非常に疑問に思うのですけれども、ここはどういうお考えに基づくものかをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時58分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

武田圭介委員の質疑に対する答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 22条のこの部分につきましては、使用者に対しての規定を定めたものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 聞いたのは、それは読んだらそのとおりそうで、ヘリポート条例では使用者だけではなくて、ここをわざと壊してやろうとか、わざとではなくても例えばあそこをどういう理由かわからないですけれども、走っている方がフェンスにぶつかったりとかしたりしても、ヘリポート条例だとその規定のされ方が滅失した者なのです。使用者に限定されていないのです。だから、幅が広いのです。ところが、ここは主語が使用者になってしまっているから、この使用者についての定義というのはこの条例の中で第4条の第3項で入ってしまっているんで、非常に限定されたこの使用者だけが汚損をしたり、損傷をした、または滅失したときに損害賠償しなければならないという義務規定が置かれているのですけれども、どうしてここを変える必要があるのか。つまり公共用ヘリポートであったとしても場外離着陸場であったとしても、そこの施設を壊したり汚損したりする者がいたら、それに対しては損害賠償を求めるということは変わらないので、あえて条文を変える必要はなかったのではないですかということなのです。その点は、どういうことですかということをお伺いしているのです。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 あくまでこの対象を使用者ということで明確に示しておりますけれども、使用者でない方がもし壊したというようなことがあれば警察等の通報等になっていくと思われま。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そっちの警察の通報とかというのは、刑事事件としてそうですけれども、損害の賠償というのは民事事件ですから、規定がなかったら一般法の民法に戻っていくのです。なぜこれをここで言っているかということ、ヘリポート条例とこの条例の整合性、

連続性の問題もそうですけれども、この附属説明資料の規則の第8条、損傷等の届け出というのがあったときには、ここは場外離着陸場の施設を損傷し、または滅失した者は直ちにその旨を市長に届け出てその指示を受けなければならない、ここは対象に第三者も含まれているのです。だから、規則とこの条例本則のところが一致していない。例えば認める、認めたといったところの細かい話でも条例の本則と規則と統合したではないですか。だから、ここが一致していない。第三者が壊したときに市長に届け出ることは届け出るけれども、条例本則の中で損害賠償の義務については第三者は外れているのです、今回。前のヘリポート条例のときには、ここは統合されて一緒だったのです。だから、その点の整合性を私は聞いているわけなのです。その点というのは、警察云々の話ではなくて、損害賠償義務の発生なのですけれども、その点についてはどう考えているのですかということを知りたいのです。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 規則と整合性がとれていないというようなところでございますし、また現行のヘリポート条例の部分との比較というようなことでございますが、こちらにつきましてあくまでも今回の場外離着陸場条例の中でこの22条は使用者を対象としたもので、ヘリポート条例と同じような条項がございますけれども、要は主語がないと、対象をはっきりさせていなかったのではないかとというようなこともありまして、こちらは使用者に対しと定めさせていただいたものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 実は、ヘリポート条例にはちゃんと主語があるのです。前に壊したり汚損したり滅失した者とはということで、前の事例を全て包含した第三者と使用者、ありとあらゆる人がこの条項の中には含まれてくるのです。ところが、今回の場外離着陸場の条例では、あくまでも使用者だけに限定してしまった。先ほど来言っているように、別に使用者が使って汚損をしたり破損をしたりすることはもちろん考えられますけれども、それ以外の第三者であっても故意、わざと壊してやろうとって壊すこともありますし、それからたまたまその近傍を走っていてフェンスに激突する、あるいは何か物を投げつけるとか、そういったようなことがあったときに前のヘリポート条例のような規定の仕方をしていけば、それを根拠に損害賠償請求はできたものが今回はそういう壊した行為があれば市長に届け出てくださいと。だけれども、損害賠償義務のところは条例本則の中ではうたっていない。ヘリポート条例では、両方とも第三者を含んでそういったようなものがきちんと規定されていたのですけれども、それがなかったところの整合性は考えなかったのですかという疑問なのです。ですから、その辺を原課の中でしっかりと協議をしてこなかったのかどうか、なぜ使用者だけに対象範囲を限定してしまったのか、使用者以外だって故意、過失で壊す可能性があるものですから、その辺はいかがですかということを知りたいのです。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 お話は十分理解しているところでございますが、何回も繰り返しになりますが、今回の条例は場外離着陸場の条例ということで、その条例を使う方、使用者、使用する者ということで、その部分でこの22条を設けたわけでございます。第三者がというようなことは、この条例に基づかなくても故意、過失で第三者が不法に侵入したような場合ですと、もちろん先ほど課長お話ししたとおりこの条例云々にかかわらずの部分でのお話ということになりますので、あくまでも今回の条例の中では使用者に対してという定めをここで設けたわけでありませう。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 設けた理由もわかるし、一般法で損害賠償ができるということもわかるのですけれども、殊さら対象範囲を限定する必要はないと思うのですが、原課の考えはわかりました。

総務部長にお伺いします。このように同じような損害賠償の規定と規則を持っているような条例がほかにも砂川市の条例に複数あります。その統一が全部図られていない、今回のこの提案されているような規則と本則が乖離というか、少し離れているところもあれば、ちゃんとヘリポート条例と同じように統一されている条例もあります。今後その条例を精査して、やはり第三者の故意、過失によって施設とか大事な砂川市の公共財産が害される場合には損害賠償義務といったようなものを条例に盛り込むのか、それとも別の形でそちらは使用者とか入館者だけに限定して一般法で対応していくのかという方針はどこかの段階で協議をして統一をしていっていただきたいと思うのですけれども、だから今すぐ直ちに全部を直せという話ではありませんが、その辺の協議はしていただきたいと思うのですけれども、その辺いかがお考えになるかお伺いをしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 条例の本数等々は、私は頭の中に入っていないですし、この損害の関係についてはどの施設がどれだけやっているかというのは頭の中に入っていないので、その辺は答弁できないのですけれども、ただそれぞれつくった経過がありまして、条例と規則が違うというお話ではありますが、条例と規則が違うのではなくて、条例に基づいて規則があるので、そこしか規則は言っていないのだと思います。この場外離着陸場については、使用者の部分についての規則を定めただけであって、第三者行為についてもこの規則がということではないのかなと思うのですが、ただ市の条例全体として整合性のご指摘がありました。100%できるとは言い切れませうし、それぞれの条例の作り方によって多少なりとも変わってくると思いますけれども、できるだけその辺の整合性はとるようには努めていきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 1点だけ、今条例と規則の話に終始されてしまったのですけれども、条

例の本則、損害賠償の規定の中で第三者まで含めるのか、使用者とか入館者だけに限定しているような条例もありますので、後ろのつくりは一緒です。主語だけが第三者を含める場合と含めない場合とがあるので、その辺は条例と規則の関係も大事ですけれども、それ以外にほかの砂川市の条例の統一性を考えたときには同じように損害の賠償を求めるような条項になっていきますから、その辺の整合性というのは条例間の話であります。先ほど部長の答弁もあったように、つくったときの制定経緯や法制担当、原課の方の考えもあろうかと思えますけれども、その辺はもう一度機会を捉まえてしっかりと協議をしていただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺をお伺いして最後の質疑としたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務部長。
○総務部長 熊崎一弘君 市の施設それぞれで設置条例等々あります。施設の目的等々も違いますので、一概にこれ全部一緒にするのだということにはならないかなと思えますけれども、その辺の整合性は十分気をつけながら条例制定等に当たっていきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後と言ったのですけれども、1点だけ指摘で終わります。規則の7条なのですけれども、使用料の減免申請をするときに通常であれば減免申請というのはやはり事前に申請を受け付けなければいけないと思えます。過去のヘリポート条例等を見ても、それからほかの規則を見てもあらかじめ使用料の減免申請をするようにということが入っているのですが、あらかじめという文言が抜けているので、この辺も今後の検討材料にしたいと思います。

終わります。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 総務管理費、焼山線バス運行に関する経費について伺います。

まず、伺いたいのは、焼山線の利用者数について把握しているかどうか、わかる範囲で結構なのですが、教えてください。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 焼山線の利用人数ということでございますけれども、今手元にある資料で、焼山線が8月から運休していたものですから、28年の4月から7月までのデータになりますけれども、1便平均という数字になりますけれども、歌志内から砂川に向かっていたのは約11人、そして砂川から歌志内にとというのが約7人という数字でございます。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 28年度は、台風の土砂崩れの影響もあってそういう人数だったのかなと思うのですが、今お手元にある過去のやつで通年で見た場合の平均というのはわかるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 通年の数字については、今手元にありません。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。

次に、焼山線のバスの運行について、過日の新聞を見る限り歌志内のほうの検討の内容が報道されておまして、焼山線と歌志内線との比較について検討した新聞報道がなされておりました。その見方によっては、焼山線を歌志内線に統合することも視野に入れて検討しているかのような見方ができる報道でした。現時点でよろしいのですが、この焼山線バス運行に関する事項について原課のほうではどのような情報を把握しているのか伺います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 報道に出ていました歌志内市さんの地区懇談会での内容について、報道に出ている内容はもともとことし減便を含めた見直しをなささいということの路線に入っているということの説明を地区住民の方にするということで、説明会の前にこういう話をしますという報告があったところです。その後の中身についての詳細は聞いておりませんが、現在のその中の意見として歌志内市さんは年間1,000万ほど負担しているということで、その分その当時の代替の基金の残高も少なくなっているということで、そういうお話をされた中で住民の方もそれであれば仕方がないという意見も出ていたところまでは聞いておりますけれども、その後のどういう形になっているのかは今押さえていないところでございます。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。

それで、そういったものについて決定していくというのは今後いつごろになるか、そのスケジュールみたいな情報はないのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 歌志内市さんのほうでそういう動きがあるということでございますので、いつかの時点でそういう方向性の話、スケジュール等々をバス事業者等も含めながら検討していきたいとは思っております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、続きまして14ページ、第3項戸籍住民基本台帳費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほど提案理由の説明の中でマイナンバーカードで旧姓表記を可能にするため、今回こうなったということなのですけれども、ちょっと詳しく教えてほしいのは旧姓表記というのはマイナンバーにかかわる部分だけなのか、それとも戸籍とかいろんな書類があるのですけれども、その辺というものの対象というのはこの改修の中に含まれるのかどうかということなのですけれども。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 旧姓表記につきましては、まずマイナンバーカード、住民票、記載事項証明書、住民異動届等が今のところ予定されているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、通常公的な書類として住民票とかをとりに来たときに、今書くところには多分申請書の中とかでも旧姓のところをチェックするというか、そういったようなものはないと思うのですけれども、そういったようなものも派生的に広がっていくという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 システム改修については、今後進めていくのですけれども、その中の正式な完成形というのは今ちょっと押さえていないところでございますけれども、例としましては名前の後ろに括弧書きで旧姓で表記するというのも一つの例となっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この予算が通ったら、スケジュール的にはこれはいつごろから申請できるようになるのかということを確認して終わりたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 今年度の今回の補正につきましては、まずシステムの改修

のみの経費ということでございまして、今後国のほうで29年度中の補正になるのか30年度の新年度の予算になるのかはまだ決まっておられませんけれども、住基ネットとの連携の今度保守の作業がありますので、その作業を終えてからということになりますので、実際のまだ稼働の月日については今のところ決まっていないところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 でも、この改修が整えば、そんな遠くない将来にはそういったようなことになるとというような理解でよろしいですね。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 関係法令の改正待ちということになるとは思いますけれども、そのための準備をということで今国のほうから来ているわけですので、そう遠くない将来にはそのような形で表記が変わる、希望者ですけれども、変わると思っております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、16ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

18ページ、第6款農林費、第1項農業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

20ページ、第7款商工費、第1項商工費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

22ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、継続費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから12ページについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成29年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 平成29年度砂川市病院事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。支出について質疑ありませんか。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 病院事業会計について伺います。

医療機械器具等購入費についてなのですが、先ほどのご提案の中では医師や他の医療従事者より業務の効率化等多数の要望があったというご提案だったのですが、もう少し具体的に説明していただきたいのですが。

○委員長 辻 勲君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 ことしの11月にシステム更新をいたしました。それは、当初予算の中に入っていたのですが、このシステム更新につきましては今年の12月に2社に公募のプロポーザルをしますということでプロポーザルのご案内をして、1月にプレゼンテーションを受けまして、最終的に業者が決まったのが3月です。業者決まった以降、新たなシステムの説明を受けながら、今現在11月に稼働したので、旧システムと言いますけれども、それまでに使っていたシステムのこういったほうが使いやすいとか、

そういった要望を取りまとめました。今回その中で医療安全面とか業務の負担軽減という観点から、取り急ぎやったほうがいいだろうと思われるものを幾つかカスタマイズ費用ということで予算を上げさせていただいております。具体的には、看護部が使っている看護支援システムというのは電子カルテとはまた別のシステムなのですが、その看護部の患者プロフィールという患者情報、患者さんの情報を看護師さんが独自に使うシステムと電子カルテシステムとそれぞれ今まで連動していなかったものですから、見ようとするところちも見てあっちも見てというようなことになりますので、そこをうまくデータ連携させて1つの画面で見れるというのがまず大きいのがあります。それとあと、ドクターからの要望でいわゆる他科受診、内科から外科の先生にこの患者さんをちょっと診てもらいたいというコンサルテーションというのですけれども、そういったことをするときにはオーダー画面の中にいろいろ患者さんの情報を細かく入れたいのですが、それが今ないと。それをやろうとすると、また別の画面を開いて、そこでまた患者さんの現状だとか、そういったものを入力しなければいけないと。そこを1つの画面ですんなりいけなかないかというような要望もありまして、そういったものも入っています。あとは、薬剤部の関係で、粉薬をつくったときに処方したときの処方の表記の仕方をカスタマイズしてほしいとか、あと入院患者さんの持参薬、外来で処方された薬を入院中には今使えないとなりましたので、改めて入院したら薬を処方しなければいけないのですが、それを選ぶときに今までのやり方だと非常に選びづらいので、もっと選びやすくしてもらいたい、こんなような現場からの要望がありまして業務の改善、あとは医療安全面も特にそうなのですけれども、今の薬の選び方を間違えると大変なことになりますので、そういう医療安全面などから選んだものを今回上げさせてもらっています。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 看護支援システムというのですか、あとドクターからの要望もあって便利になるということなのですけれども、それはわかりました。

では、今度患者にとって何かそのことによってプラスになるということについて、今のお話の一部の中でもうかがえたのですけれども、医療従事者だけではなくて患者にとってはどういった利点というか、メリットがあるのか伺います。

○委員長 辻 勲君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 今回上げさせてもらっている中には、患者さんに直接時間が短くなるか、そういったものは含まれておりません。むしろスタッフのほうの業務の二度手間を一回で済ますようにするとか、薬の選び方を簡素化して間違いないようにする、それはひいては患者さんにとっては間違った薬が処方されるというものがなくなりますので、そういう医療の質の向上という意味では間接的な患者さんへの効果というのはあると思いますが、直接的なものは余りないです。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 同じく今の医療情報システムの関係をお伺いしたいのですけれども、10月に更新して11月に新しいシステムが動いたということなのですから、先ほどの看護部のシステム、ドクターの他科受診のオーダーの画面、薬剤部のシステム、これ最初から実装されていなかったということなのではないでしょうか。これは、この11月に動いた時点では完成していなかったということなのではないでしょうか。その辺をもうちょっと詳しくお願いします。

○委員長 辻 勲君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 それぞれのシステムは、11月の頭に稼働はしています。ただ、稼働はしているのですけれども、もうちょっと使い勝手をよくするためにこういうカスタマイズをしてほしいという要望が以前から上がっていましたので、ただその分は予算を組んでいませんでしたので、今回この補正で予算が通ったらすぐさま取りかかるという考えでおります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 素人的な発想かもしれませんが、そもそもこのシステムを組むときにシステムの定義要件とか、本来もうちょっと早く入れるべきだった項目なのかなと。各旧システムの使いづらい部分を恐らく新しくしたのだと思うのですけれども、それに当たっての各部署からの要望というのはプロポーザルとか何かもうちょっと早い段階で本来要望とかを入れて、それで定義を実装していくのが、そういう仕組みでやっていくのかなというのが通常かなと私は思っていたものですから、その辺の後づけでカスタマイズしたらより一層高くなるような気がしているのです。要は、最初からシステムとして実装しておけば、今の段階でカスタマイズする必要はなかったのではないかなというような素人的な発想なのですから、その辺はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 今回システム更新に当たっては、当初予算で組んでいたのは基本となる電子カルテシステムと、それと医事会計システムといたしましてレセプトをつくるシステム、その2つのみを今回は入れかえますと、そこで当初予算組んでスタートしてしまっていて、カスタマイズであるとか、あとはそのほかの部門システムの更新というのは今年度予定を当初はしていなかったのです。ただ、余りにも要望が多い中で早急に急がなければいけないというものを病院の中にあります情報システム部会の中で検討して、ここの部分については急いでやりましょうということになったところであります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 ご存じのとおり、各地で医療情報システムのもめごとというのは多くて、余り名前を出すとよくないかもしれませんが、裁判例になって新聞にも報道が出ていますけれども、旭川医大のトラブル、あれは基本システムが固まった後にあれしてくれ、これしてくれということで事業者がもう受けられないと開き直ってしまっていてあんなってし

まったのかなと。そういうものとは若干違うと思うのですけれども、ちょっとじっくりこないのはある程度基本のもの、レセプトのシステム等は当然プラスアルファのカスタマイズというのは最初の段階で実装していくのが筋なのかなという気がして、これ今回出ましたけれども、今後さらに際限なく、言葉悪いですが、どんどん、どんどんあれもやってくれ、これもやってくれとなると情報システムにどんどん予算がかかっていくというような心配が若干するわけなのですけれども、その辺のシステム、あれもやってほしい、これもやってほしいというのは当然なのですけれども、一方では予算の制約等ありますから、無限にそれは要望とはいかないと思うのですけれども、その辺の整理といいますか、仕切りといいますか、今後このシステムを直した後にまたさらにどんどん、どんどんやっていきますよというのはなかなかちょっとどうなのかなという気がするのですけれども、その辺のシステムのあり方といいますか、整理の方法は今のところどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 朝日紀博君 今委員さんおっしゃったとおり、現場からの要望というのは限りなく上がってきます。4月ぐらいになると先生方も入れかわりますので、先生方からは前の病院ではこうやってやれていたのに砂川市立病院ではそれができないので、何とかしてほしいとか、そういった要望がどんどん、どんどん上がってまいります。それに対してやっぱりカスタマイズにもかなりお金かかりますので、限られた予算の中でやっていかなければならない、それと部門システムもそろそろ更新時期が来ていますので、現場のほうに運用で対処してもらわなければいけない、いわゆる我慢してもらわなければいけないという部分も当然ありますし、それは毎年の予算の中でカスタマイズにどの程度お金をつぎ込めるかというのを判断しながらやっていきたいとは思っています。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 以上で本委員会に付託されました議案第6号、第5号、第7号か

ら第12号まで、第1号から第4号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会 午後 3時35分

委 員 長